

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
の翌日)

目 次

- ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「県収納代理金融機関」の下に「(以下「指定金融機関等」という。)」を加え、同条第二項中「払込」を「払込み」に、「郵便官署」を「県内の郵便局(以下「郵便局」という。)」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第四号(」を削り、「第九号)」を「第八号」に改め、同項第二号中「第九号」を「第八号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第二十八条の二第五項中「鳥取県収入証紙」を「鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第三条に規定する証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)」に、「ちよう付」を「ちよう付」に改める。

第二十九条第三項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。)」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十二条第一項第三号中「前年中の所得の金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。)」が「八十万円」を「前年の合計所得金額が百万円」に改める。

第三十七条の二及び第三十七条の三第二号中「県指定金融機関等」を「指定金融機関等又は郵便局」に改める。

第四十条の表中「三十万円」を「七十五万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「四万円」を「十万円」に、「一万二千元」を「三万円」に、「四千元」を「一万元」に改める。

第五十二条第一号中「地方税法施行地」を「法の施行地」に改める。
第一百十条を次のように改める。

(自動車税の税率)

第一百十条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車

イ 普通自動車に属するもの

(1) 営業用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 二万五千元

総排気量が三リットルを超え六リットル以下のもの

年額 二万七千五百円

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 五万四千五百円

ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 二万五千元

(2) 自家用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 八万五千五百円

総排気量が三リットルを超え六リットル以下のもの

年額 八万八千五百円

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十四万八千五百円

ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 八万五千五百円

ロ 四輪以上の小型自動車に属するもの

(1) 営業用

総排気量が一リットル以下のもの 年額 七千五百円

総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 八千五百円

年額 八千五百円

総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 九千五百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの 年額 七千五百円

一 の作動室の容積にロータリー数を乗じて得た容積(以下本条において「総容積」という。)が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの 年額 八千五百円

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの 年額 九千五百円

の

(2) 自家用

総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

総排気量が一・五リットルを超えるもの 年額 三万九千五百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの

年額 三万九千五百円

総容積が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの

年額 二万九千五百円

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの

年額 三万四千五百円

の

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの 年額 三万九千五百円

二 トラック

イ 営業用

最大積載量が一トン以下のもの 年額 六千五百円

最大積載量が一トンを超え二トン以下のもの 年額 九千円

年額 九千円

最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの

年額 一万二千元

最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの

年額 一万五千元

最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの

年額 一万八千五百円

最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの

年額 二万二千元

最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの

年額 二万五千五百円

最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの

年額 二万九千五百円

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 二万九千五百円

に最大積載量が
八トンを超える
一トンまでごと
に四千七百円を
加算した額

ただし、乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるものにあつては、当該額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を加算した額とする。

総排気量が一リットル以下のもの 年額 三千七百円

総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 四千七百円

総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 六千三百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの

年額 一万二百円

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が四人以上のもの

年額 一万二千八百円

小型自動車に属するけん引車

年額 七千五百円

普通自動車に属するけん引車

年額 一万五千五百円

小型自動車に属する被けん引車

年額 三千九百円

普通自動車に属する被けん引車

年額 七千五百円

最大積載量が八トン以下のもの

年額 七千五百円に最
大積載量が八ト
ンを超える一ト
ンまでごとに三
千八百円を加算
した額

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 八千元

最大積載量が一トンを超え二トン以下のもの

年額 一万五千五百円

最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの

年額 一万六千元

最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの

年額 一万六千元

ロ 自家用

最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの	年額	二万五百円
最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの	年額	二万五千五百円
最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの	年額	三万円
最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの	年額	三万五千円
最大積載量が八トンを超えるもの	年額	四万五百円
ただし、乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるものにあつては、当該額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を加算した額とする。		
総排気量が一リットル以下のもの	年額	五千二百円
総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	年額	六千三百円
総排気量が一・五リットルを超えるもの	年額	八千円
電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの		

総容積が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの	年額	一万三千二百円
総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの	年額	一万四千三百円
小型自動車に属するけん引車	年額	一万六千円
普通自動車に属するけん引車	年額	二万六千円
小型自動車に属する被けん引車	年額	五千三百円
普通自動車に属する被けん引車	年額	五千三百円
最大積載量が八トン以下のもの	年額	一万二百円
最大積載量が八トンを超えるもの	年額	一万二百円
最大積載量が八トンを超えるもの	年額	一万二千円に最大積載量が八トンを超える一トンまでごとに五千円を加算した額
三 バス		
イ 営業用		
(1) 一般乗合用のもの		
乗車定員が三十人以下のもの	年額	一万二千元
乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの	年額	一万四千五百円
乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの	年額	一万七千五百円

乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの

年額 二万円

乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの

年額 二万二千五百円

乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの

年額 二万五千五百円

乗車定員が八十人を超えるもの

年額 二万九千円

(2) 一般乗合用のもの以外のもの

乗車定員が三十人以下のもの

年額 二万六千五百円

乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの

年額 三万二千円

乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの

年額 三万八千円

乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの

年額 四万四千円

乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの

年額 五万五百円

乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの

年額 五万七千円

乗車定員が八十人を超えるもの

年額 六万四千円

乗車定員が三十人以下のもの

年額 三万三千円

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

乗車定員が三十人以下のもの

乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの

ロ 自家用

乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの

年額 四万千円

乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの

年額 四万九千円

乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの

年額 五万七千円

乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの

年額 六万五千五百円

乗車定員が八十人を超えるもの

年額 七万四千円

(2) 学校教育法第一条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学

生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの

イの(1)に定める額

四 特種用途自動車

イ 営業用

(1) 霊きゆう車

乗車定員が三人以下のもの 年額 六千五百円

乗車定員が四人以上のもの 年額 一万二千円

(2) その他

最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの

の 車両重量が二トン以下のもの 年額 六千五百円

車両重量が二トンを超え四トン以下のもの 年額 九千円

車両重量が四トンを超え六トン以下のもの	年額	一万二千元
車両重量が六トンを超え八トン以下のもの	年額	一万五千元
車両重量が八トンを超え十トン以下のもの	年額	一万八千五百円
車両重量が十トンを超え十二トン以下のもの	年額	二万二千元
車両重量が十二トンを超え十四トン以下のもの	年額	二万五千五百円
車両重量が十四トンを超え十六トン以下のもの	年額	二万九千五百円
車両重量が十六トンを超えるもの	年額	二万九千五百円
		に車両重量が十六トンを超える
		二トンまでごと
		に四千七百円を
		加算した額(そ
		の額が四万八千
		三百円を超える
		ときは、四万八
		千三百円)
最大積載量が一トンを超えるもの	第二号のイに掲げる額	
三輪の小型自動車に属するもの	年額	四千五百円

ロ 家用

(1) 教習車

乗用車に類するもの

普通自動車に類するもの

第一号のイの(2)に定める額

四輪以上の小型自動車に類するもの

第一号のロの(2)に定める額

トラックに類するもの

バスに類するもの

第二号のロに定める額
第三号のロの(1)に定める額

(2) キャンピング・トレーラー

普通自動車に属するもの

四輪以上の小型自動車に属するもの

(3) その他

最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの

の

車両重量が二トン以下のもの

車両重量が二トンを超え四トン以下のもの

車両重量が四トンを超え六トン以下のもの

車両重量が六トンを超え八トン以下のもの

車両重量が八トンを超え十トン以下のもの

年額 八千元

年額 一万五千五百円

年額 一万六千円

年額 二万五千五百円

車両重量が十トンを超え十二トン以下のもの
年額 二万五千五百円

車両重量が十二トンを超え十四トン以下のもの
年額 三万円

車両重量が十四トンを超え十六トン以下のもの
年額 三万五千元

車両重量が十六トンを超えるもの
年額 四万五百円

車両重量が十六トンを超えるもの
年額 四万五百円に車

両重量が十六ト
ンを超える二ト
ンまでごとに六
千三百円を加算
した額(その額
が六万五千七百
円を超えるとき
は、六万五千七
百円)

最大積載量が一トンを超えるもの
第二号のロに定める額

三輪の小型自動車に属するもの
年額 六千円

五 三輪の小型自動車
イ 営業用

小型自動車に属するもの
年額 四千五百円

三輪の小型自動車に属するけん引車及び被けん引車
年額 三千九百円

ロ 自家用

小型自動車に属するもの
年額 六千円

三輪の小型自動車に属するけん引車及び被けん引車
年額 五千三百円

第一百十三条の二第二項中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

第一百十三条の三中「鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例

第九号)第三条の規定による証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)」

を「鳥取県収入証紙」に改める。

第一百十六条第四号中「(国又は地方公共団体が設置するものを除く。)」

を削る。

附則第十三項の見出しを「(納期限の延長に係る延滞金の特例)」に改

め、同項中「第二十四条第一項第四号の規定による延滞金で法第十五条の

三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの並びに」を

削り、「第二十四条第一項第十号及び第十一号の規定による延滞金」を「

第二十四条第一項第九号及び第十号」に改める。

附則第十四項中「所得割を課すべき者」を「当分の間、県民税の所得割

を課すべき者」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、「昭和五

十八年度分の個人の県民税に限り」を削る。

附則第十五項中「昭和五十八年度分の個人の県民税に限り、二十七万円

に」を「当分の間、二十九万円に県民税の」に改める。

附則第四十五項を削り、附則第四十四項を附則第四十五項とし、附則第

四十三項の次に次の一項を加える。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

44 住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、地方住

宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で法附則第十条の二の政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で法附則第十条の二の政令で定めるものが新築して売り渡す住宅に係る第六十一条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十一条の二の規定の適用については、当該住宅の新築が昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十一条第二項ただし書及び同条第三項本文中「六月」とあるのは「九月」と、第六十一条の二中「前条第二項」とあるのは「前条第二項（附則第四十四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第四十六項中「昭和五十八年度分及び」を削り、「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、「(第百十条第一号イ(1)に掲げるものを除く。)」を削り、「同条」を「第百十条」に改める。
 附則第五十九項を附則第六十項とし、附則第五十八項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十九項とし、附則第五十七項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第五十六項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第四十九項から附則第五十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四十八項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同項を附則第四十九項とし、附則第四十七項の次に次の一項を加える。

(狩猟者登録税に係る読替え)

48 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税に限り、第百二十

五条第一項の規定の適用については、同項第二号中「法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号）第三条第一項の規定により読み替えられた法第二十三条第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。
 第十四号様式を次のように改める。

第十四号様式(第四十三条、第五十五条関係)

法人県民税 更正決定通知書
法人事業税 加算金

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。
年 月 日

市郡	町村	番地	職 氏 名 固		
敷			通知書番号	第 号	
			事業年度	自 至 年 月 日	
区 分	法 人 県 民 税			法 人 事 業 税	
	課税標準額 (本県分)	税 額	均等割額	課税標準額 (本県分)	税 額
更正(決定)額	円	円	円	円	円
既申告(更正・決定)額					
差引不足税額等					
過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	延 滞 金		
円	円	円	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額		

更正(決定)額の算出基礎						加算金の算出基礎	
区 分	法人県民税		法 人 事 業 税			過少申告加算金	
	法人 税割	均等割	所得金額	収入 計金額	収入 金額	対応税額 A	円
課税標準額の総額	円		円	円	円	加算 金額	
分割基準						$A \times \frac{5}{100}$	
課税標準額 (本県分)	円		円	円	円	$B \times \frac{5}{100}$	
税 率	100		100	100	100	計	
税 額	円	円	円	円	円	不申告加算金	
外国税額控除額						対応税額 C	円
仮装経理控除額						加算金額 (C × 100)	
差引税額						重加算金	
						対応税額 D	円
						加算金額 (D × 100)	

納 付 期 限	年 月 日	
納 付 場 所	銀行 店又は近くの	銀行 店若しくは郵便局
更正(決定)の根拠法令	法 人 県 民 税	法 人 事 業 税
	地方税法第 条	地方税法第 条

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第三十三号様式中「藩田出給」を「藩田田出給」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（県民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置）

2 改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第二十四条第一項第四号及び附則第十三項の規定（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号。以下「一部改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条の三の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）は、昭和五十九年四月一日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る県民税の法人税割又は法人の事業税については、なおその効力を有する。

（個人の県民税に関する経過措置）

3 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

4 新条例第四十条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は一部改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係

る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 新条例第一百条の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和五十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第四十六項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十八年度分の自動車税については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

「第三章 目的税

目次中

第一節 軽油引取税（第五十二条）」

を削る。

第八条中「第六条の二」を「第六条の二の三」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第十五条の

三」を削り、同条第四項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の第三

項」に改め、「第二百二十二条の二第二項」の下に「及び第七百条の二十一

第二項」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第二項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に、

「取消」を「取消し」に改める。

第二十二条第三項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第三章を削る。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第三条関係）

第 号 年 月 日

納 税 証 明 書

鳥取県事務所長 殿

住所 氏名

証明書の 使用目的	証明書の 請求枚数	枚
--------------	--------------	---

区分	納付すべき税額	納付税額	未納税額	法定納期限等
税目				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

鳥取県事務所長 印

第十号様式の二 (第十二条関係)

第九号様式を次のように改める。
第九号様式 三條
第十号様式の二を次のように改める。

第	号	地方税法第十四条の十八の規定による徴収通知書							
滞 納 者				年 月 日					
住(居)所									
氏 名 殿				県税事務所長 氏		名 園			
下記のとおり、譲渡担保財産からあなたの滞納金額を徴収することとしましたから通知します。									
納 税 者		住(居)所							
(特別徴収義務者)		氏 名							
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞納処分費	備 考	
				円	法律による金額 円		円	法律による金額 円	
					円	法律による金額 円		円	法律による金額 円
讓 渡 担 保 権 者		住(居)所							
氏 名									
法第14条の18第2項の告知書を発した日									
讓渡担保権者から徴収しようとする金額		納付(納入)の期限		納付(納入)場 所					
円		年 月 日		銀行 店又は近くの 銀行 店 若しくはもよりの郵便局					
根 拠 規 定									
讓 渡 担 保 財 産		名称・数量・性質及び所在							
備 考									

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日から起算して60日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第二十七号様式 その二 (第三十条関係)

年度分 個人事業税台帳

第二十七号様式その二を次のように改める。

事務所	整理番号	業態	業種	業種番号	納貯組合	口座振替	分割区分	申告区分	決定区分	年度	節区分		郵便番号
											現過滞	課税年度	

住所コード番	号	住	所
--------	---	---	---

氏	名
---	---

		当	初	異	動	異	動
総所得金額							
事業専従者控除	金額						
	人員						
非課税所得額							
所得金額							
各種控除	損失の繰越控除額						
	被災事業用資産の損失の控除額						
	譲渡損失控除額						
	譲渡損失繰越控除額						
事業主控除額							
課税所得金額	県内分						
	県外分						
課税免除所得額							
課税標準額							
税率							
減免税額							
年税額							
納期別税額	第1期						
	第2期						
	随時						
納期限	第1期						
	第2期						
	随時						
調定年月日							
減免所得額							
減免の種類							
課税免除税額							

専従者控除の内訳	専従者氏名	続柄	生年月日	従事月	仕事の内容	控除額	
						所得税	事業税

第五十号様式を次のように改める。
第五十号様式(第三十五条関係)

鳥取県知事 年度個人県民税課税状況報告書

鳥取県知事

年度

市町村長 提出日

1 課税総額に関する調べ

区分	市町村民税課税額		県民税課税額		市町村民税及び県民税の課税総額		課税総額に対する県民税課税割合		納税義務者数	
	均等割(1)	所得割(2)	均等割(4)	所得割(5)	税(3)+(6)	割(7)	分(8)	厘(9)	毛(10)	合計(11)
普通徴収分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
特別徴収分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

2 所得割額に関する調べ

区分	課税標準額の所得割		所得割の納税義務者数		所得割金額等		所得控除		課税標準額		算出税額		税額控除		税額調整額		所得割の税額	
	150万円以下のもの	150万円をこえるもの	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
普通徴収分	円	円	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特別徴収分	円	円	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

3 諸控除等に関する調べ

区分	納税義務者数		控除額(A)		控除人員		控除額		控除人員		控除額		控除人員		控除額		控除人員		控除額	
	普通徴収	特別徴収	合計	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
均等割	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
所得割	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
合計	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	

(記載上の注意)

- この報告書は、当該年度に現年度分として課税した総額について記載すること。
- (4)の額は、(9)+(11)の人員に500円を乗じた額に符合し、(5)の額は(9)の額に符合すること。
- (8)欄の額は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
- 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。ただし、法定38条の規定による合算対象世帯員については、かつて外書とすること。
- (7)欄の人員は、(11)の人員と符合するものであり、基礎控除の対象となつた人員であること。
- (4)欄の額は(A)欄の額に、(5)欄の額は(B)欄の額に、(7)欄の額は(C)欄の額に、(9)欄の額は(D)欄の額にそれぞれ符合すること。

第五十三号様式 (第三十五条関係)

県民税徴収取扱費に関する報告書 (年度^前後_期分)

鳥取県知事

殿

市町村長

回

年 月 日提出

第五十三号様式を次のように改める。

区 分	算 定 の 基 礎				徴 収 取 扱 費			摘 要			
	項 目	年 度 別	算 定 率	基 本 数 値	算 出 額	受 領 済 額	差 引 額				
第 一 号 該 当	納 税 通 知 書	現年課税分		円 枚	円						
	特別徴収に係る納税義務者に交付する通知書	現年課税分		円 枚							
	退職所得の分離課税に係る更正又は決定通知書	現年課税分		円 枚							
	合 計			円 枚		円	円				
第 二 号 該 当	県 指 定 金 融 機 関 等 へ の 払 込 金 額	本 課 税	現年課税分	当該年度分		円					
			前年度分	前年度分	四月から五月まで		円				
			滞納繰越分	当該年度分		円					
			前年度分	前年度分	四月から五月まで		円				
			加算金			円					
			延滞金			円					
			外 小 計			円					
			合 計			円					
			第 三 号 該 当	還付した過誤納金 (前年度までに納付済)			円				
			第 四 号 該 当	過誤納金に係る還付加算金			円				
第 五 号 該 当	賦課制限に係る還付金			円							
第 六 号 該 当	同上に係る還付加算金			円							
第 七 号 該 当	納期前納付税額に対する報償金			円							
	総 合 計										

第六十六号様式を削る。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三章の改正規定及び第六十六号様式の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。